

令和6年 第2回白石町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和6年2月5日（月） 午前9時02分～10時27分

2 開催場所 福富ゆうあい館 多目的ホール

3 出席委員（37人）

1番	木下善明委員	2番	松尾貴江委員	3番	大曲弥素男委員
4番	大串 勝委員	5番	川崎勝巳委員	6番	岩永政幸委員
7番	土井哲夫委員	8番	溝上博信委員	9番	香月伸幸委員
10番	橋本重吉委員	11番	中村康則委員	12番	溝口 昇委員
13番	江頭浩二委員	14番	渕上 誠委員	15番	江口和広委員
16番	川崎照子委員	17番	川崎俊幸委員	18番	香月幸雄委員
19番	前田則尋委員	20番	松尾利助委員	21番	満田直昭委員
22番	久原一義委員	23番	久原 勤委員	24番	前田達雄委員
25番	筒井恒司委員	26番	池上勝文委員	27番	古賀茂昭委員
28番	藤井啓二委員	29番	一ノ瀬美佐子委員	30番	橋口 均委員
31番	外尾美津子委員	32番	吉原春樹委員	33番	岩石 学委員
34番	山崎三智治委員	35番	生島義明委員	36番	片淵秋正委員
37番	片淵久司委員				

4 欠席委員（0人）

なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更について
- 5 令和6年白石町農用地利用集積計画（2号）の承認決定について
- 6 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について
- 3 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員指名の追加について

業務連絡事項

- 1 令和6年第3回農業委員会総会の日時及び場所
日時・場所…令和6年3月5日（火）9時00分 ゆうあい館 多目的ホール
- 2 その他
①農地パトロールについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長	久原正好
課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係長	岩永 崇

7 その他出席職員

農業振興課	農政係	browse悦子
〃	〃	大串凌平

8 その他

総会終了後、白石地域、福富地域、農地パトロール実施
(有明地域は、2月6日に実施)

9 会議の概要

事務局長 先月の農業委員研修会及び懇談会については、お疲れ様でした。

本日は、農業地域整備計画の変更に伴う議案の上程もございますので、担当課である農業振興課の〇〇と〇〇に、同席してもらっております。

それでは、ただいまから令和6年2月第2回白石町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございました。

本日は、欠席委員はいらっしゃいませんので、全員出席ということです。

したがって、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。

ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、13番、江頭浩二委員、14番、淵上誠委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 19 号 =

議長 1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第19号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第19号、議案書は1ページです。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、不動産競売による購入で、総額〇〇円、10a当たりの対価は〇〇円です。

議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として1月31日に事務局と現地確認を行いました。

競売で落札された農地の所有権移転の申請です。
譲受人は、水稻、玉葱、れんこんなど約 394a の規模で営農されています。
譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 19 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 19 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 20 号 =

議長 続きまして、2「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 20 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 20 号です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分について、農用地区域内農地です。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として1月25日に事務局と現地確認を行いました。
今回は、ラップロール置場及び駐車場を目的とする申請です。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。この案件は、何年か前に出ていたと思います。今の事務局長ではなく、前の事務局長の時に。その時になぜしていなかったのですか。

○番 ○番の○○です。この農地は、昨年あっせんにかかっていた農地でしょ。

事務局 そうです。

○番 今年、4条申請をしていいのですか。農地法が変わったのですか。

事務局 まず、○○委員からの質問があったのですが、令和に入った位に1回、言われるように売買の話があっているみたいですが、その時、売り主の相続ができていなかったということで、その売買が取消しになっているみたいです。

 それで、昨年、あっせんということで、農地の売買があっております。

 それと、先ほど、売買してすぐに、こういうふうに移転していいのかと○○委員からの質問でしたが、以前は、言われるように、3年3作、所有権移転した時は、3年は、絶対作ってくださいよと言うような慣例がありました。

 これが、全国的な話になりまして、令和3年の末に、農水省、国の方から、そういう要項もないから、3年3作というしぼりはなくしなさいと言う通達がきておりますので、○○委員が言われたとおり、すぐ、移転していいのかなと、実際、買われる時は、農業をしようと思って買われていると思うのですが、その後の営農計画で、転用されることは、今のところは、問題ないとなっております。

○番 それであれば、田んぼで買えば安いですね。自分が4条申請して、移転したら宅地になるでしょ。宅地が上がるから、1年でしてもらおうと、いろいろと地域の方々から言われます。

 今度、変わったのは、農地法何条ですか。

事務局 農地法全体のことで。

○番 今から先、こういう風なことが起きるのではと思っています。

事務局 事務局も中身をよく精査してから、受付けて行きたいと思います。

○番 ○○さんが、この辺の考え方ではあったので、これから先、こういうのが出たら慎重にしてもらわないといけないと思います。

○番 ○番、○○です。これは、利用増進のあっせんかなと思うのですが、それでされて、始末書添付とされていますが、どれくらいの期間で転用をされているのでしょうか。

例えば、売った人も税金の控除対象になります。4条ですと、本当は税金がかかるわけですよね。それを農業委員が、あっせんで行ったというところ、農業委員会がそこを認めたというところがどうかと。始末書添付だから、どれくらいで土地の造成をされているのかと思うのですが。

4条とそれは、税法にかかってくるので。

事務局長 ○○委員がおっしゃるとおりだと思います。

やはり、最初から何かしらの目的があって、都合のいい方に持っていくというのは、ちょっと、どうかと思います。

ただ、当時、最初のあっせん、令和に入ったところに、あっせん委員会にかかっております。かかった後に、売り主がすぐに亡くなられて、相続関係が、なかなか進まずにいたのですが、やっと、最近、完了したということでした。

そこは、売り主○○さんも○○さんに利用はしていいということで、話をされていたみたいで、それで、前回、やっとあっせん委員会があって、

○番 最初、我々2人、○○、○○であっせん委員になっていたのですが、取消し後、相続手続きが終了して、再度の申し出があったのであれば、状況を把握している、前担当委員を当てて欲しいと思います。

事務局長 はい。注意しながら進めたいと思いますけれども、まず、○○委員のご質問の部分では、その懸念があると思いますので、そこは、最初のあっせん委員会の時に、慎重に進めていくことが、必要かなと思います。

それから、○○委員の部分につきましても、実は、その○○さんが、所有者が亡くなられた後に、今後の利用について、内容確認書というのを、○○さんと○○さんと、○○委員、○○委員で、確認書を交わして、今後の利用について、きちんと進めていくというのも話をされています。

○番 そこを言っているのではなくて、要するに、あっせんにしたら、20%の税金が免税になるので、もし、何かあった場合、税務署から、あっせん委員が、指摘を受けるのではないかと思うので、そこをあなた方がきちんと説明して欲しいと言っています。

事務局長 この件につきましては、税法もあるとは思いますが、当時、あっせんですという

ことで決まって、やっと去年あっせんが成立したと。先ほど〇〇が申し上げたように、農地法では3年3作という慣例的なものがございましたが、それは適用してはいけないみたいなことで、通知が来ています。

事務局では、そういったことを照らし合わせますと、今回の議案については、いろんな懸念もございますが、適正な部分で、税務署から追徴とかは来ないと考えております。

○番 〇〇さんのあっせん会の時の気持ちは、買った後に宅地にするのは、なるだけ何年かしてからにしてくださいと要望でした。

法的には、何もないですが、その辺りの〇〇さんの気持ちを考えて、私は話しています。

買って、3年程度経っていただければいいでしょうけど、要望として、そういうふうに言われたので、私も言いました。

事務局長 はい。ありがとうございます。

まず、あっせんにかかる場合は、そういったことを確認しながら、気を付けたいと思います。

○番 〇〇委員、〇〇委員が言われるのも本当だと思います。

そこで、ここの時系列をちゃんと確認して頂きたいと思います。これが、あっせんになって、あっせん会議をして、お金を払って、所有権移転をして、その所有権移転がいつだったのか。

この農振除外の申請がいつだったのか。始末書添付とありますけれども、造成をいつ頃からされていたのか。

そこら辺の時系列をちゃんとして、これ本当にあっせんをして、あっせんの売買のところでは、売った人に税金控除があっているわけですね。800万控除があっているわけです。ここの流れを、税務署から突かれたときは、本当に大変なことになると思います。

だから、去年、申請があって、すぐ転用となった時に、4条申請を本人がおっしゃらなくて、あっせんをして、すぐに転用をされているのは、これ、始末書でしょうね。造成をされたのがいつなのか、本当に農地として利用される意志があったのかというところを問われる案件だと思います。それで、時系列はちゃんと踏まえておられた方がいいと思います。

そこら辺は、本人がおっしゃらなかったと言われますが、所有権移転をされて何作かされていただたら理解できますが、そこで1作ぐらいされてすぐされるとなると、転用目的ではなかったのかと皆さん思われると思います。

そこは、農地法がどうこうという問題ではなく、ちゃんとした指導をしていただきたいと思います。

〇〇さんの800万控除を適用されているわけですね、これは。

事務局　そうですね。〇〇さんについては、あっせん、基盤強化法でしておりますので、800万控除はなされております。

まず、登記につきましては、令和2年11月にあっせんの登記が完了しております。

ラップロール置場。始末書のほうには、令和5年と書いてありますけれども、担当の方に聞いたところ、令和5年の夏ぐらいから、一部、ラップロールを置かれているという話は聞いております。

農振除外につきましては、その時に、ダメだということで、令和5年11月29日に、軽微な変更の決定公告がなされております。

時系列的には、以上になります。

〇〇委員が言われたとおり、今後、事務局としても、こういう案件につきましては、時系列的なものは、税金等の控除、税務署等の関係もありますので、きちんと調べて対応していきたいと思います。

どうも、ありがとうございます。

〇番　私も、あの時の農業委員は、あなたでしたよねということで、税務署に朝8時から5時まで1カ月通った経験があるので話しました。なので、こうならないよう時系列を残して、何年かは作って欲しいと思います。

事務局　ありがとうございます。
注意しながら、処理をしていきたいと思います。

議長　他にないですか。

(質問、意見なし)

議長　ないようですので採決に入ります。議案番号第20号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 36)

議長　ありがとうございます。賛成多数と認め、議案番号第20号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 21 号＝

議長　議案番号第21号、事務局に説明を求めます。

事務局長　議案書2ページ。議案番号第21号。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分については、第1種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 8 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 31 日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、駐車場を目的とする申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地所有者、耕作者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 21 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 21 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 22 号 ＝

議長 続きまして、3「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。
議案番号第 22 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 22 号です。

権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、9 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、譲受人が家庭菜園及び合併浄化槽の計画に伴う申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 22 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 22 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 23 号 ～ 議案番号第 27 号＝

議長 続きまして、4「農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変

更について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農業振興課 農政係

おはようございます。農業振興課農政係の〇〇と申します。農業振興地域整備計画の副担当をしております。

本日は農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更について、ご審議頂きたく議案を提出させていただいております。

こちらは、いわゆる農振除外に係るもので、こちらの制度では、関係機関である農業委員会からの意見聴取が法により定められています。

今回の案件につきましては、農業振興地域整備計画に関する法律に基づいて要件を確認し、県との事前の協議を行った上で提出させていただいております。

詳しい内容は、担当の〇〇から説明させていただきます。

農業振興課 農政係

農業振興課農政係の〇〇と申します。農業振興地域整備計画の担当をしております。

私の方からは、まず初めに農業振興地域及び農用地区域について簡単にご説明いたします。

お手元に配布しております「農振法における農業振興地域」をご覧ください。1ページ目になります。

「農業振興地域」とは、都道府県知事が関係市町と協議して指定した地域であり、相当期間にわたり、総合的に農業の振興を図るべき地域になります。

農業振興地域に位置付けることで、農業の振興に必要な各種政策や補助事業等を計画的・集中的に実施することが可能となります。特に農業経営の基盤強化の促進に必要な農業生産基盤整備事業等の施策については、原則として農用地区域を対象として行うものとされています。そうすることで、農地の宅地化や工業用地化など、農業以外への土地利用との棲み分けを図っています。

次に2ページ目になります。

農用地等の確保に関する基本指針や農業振興地域整備基本方針は国や県で定められており、市町では農業振興地域の整備計画を県と協議の上策定しております。

農業振興地域整備計画や農用地利用計画を策定するうえでは、右側に記載されている通り、農業委員会や農業協同組合、土地改良区からの意見聴取が必要となっているため、今回説明させていただいております。

次に3ページをご覧ください。

2ページ目の「農業振興地域整備計画」内にありました「農用地利用計画」についてになります。こちらは、農業振興地域における農業上の土地利用をより具体化した計画になります。

右下にありますとおり、「農用地区域」は一般的に「農振青地」と呼ばれ、「農用地区域内農地」の農地転用は原則禁止になっております。

先ほど述べましたとおり、白石町は農業振興地域になることによって、補助などを受けてきた経緯がありますので、容易に「農用地区域」（農振青地）から除外するこ

とは難しくなっています。

4 ページ目をご覧ください。

こちらはこれまでの説明のイメージ図になります。赤の点線が農業振興地域に指定された部分になります。

その中で、青の実線になりますが、農業振興地域のうち農用地区域を「農振青地」といい、農業振興地域の農用地区域以外の土地を「農振白地」といいます。

最後に 5 ページ目をご覧ください。

農用地区域（農振青地）は原則転用が禁止となっていますが、農用地区域内で農家住宅の建設などでどうしても除外、転用が必要な場合も出てきます。

農地転用するための農用地区域（農振青地）からの除外は、農用地区域内の土地確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼさないようにする観点から、次の 5 要件をすべて満たす場合に限り除外可能となっております。

- 1 農地転用が必要かつ規模が適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であること。
- 2 農用地区域内の農用地の集団化や農作業の効率化等、農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 認定農業者等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 5 農業生産基盤整備事業（農業用排水施設の新設・変更、区画整理、農用地造成、埋め立て等）の工事完了後 8 年を経過していること。

以上、5 要件ですが、今年度より地域計画の達成に支障を及ぼす影響がないか、という要件が加わり、6 要件となっております。しかし、本町は現段階で地域計画未策定のため、現在も 5 要件で確認しております。

以上の観点から考慮しまして、議案番号 23 号から議案番号 26 号までの農振除外 4 件は承認が相当と判断いたします。また、議案番号 27 号の編入 1 件は白石町の農業振興計画に必要と考えられる農地であるため、承認が相当と判断いたします。詳細は別紙位置図詳細 12 ページから 21 ページをご覧ください。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。まず、除外の議案番号第 23 号から 26 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。

これは、例なのですが、○○県の○○町に台湾の I C メーカーが進出してきて、畑に I C 工場を作っています。

地元の農業委員会は、農地を守る立場だからダメだと言うけれども、いつの間にか国家のプロジェクトとして推されてきたので、その農業委員も仕方なくとなりましたが、白石町では、○○の汚物・汚泥を処理してくれる工場とかが進出してきますと、8 町ぐらい欲しいと、それが私の家の近くの○○地区という一番低い所です。

標高図面を見るとマイナス 1m で、一番低い所を選んであるわけです。

今、農業振興課から来て一生懸命説明してくれましたが、もし、白石町でそういう誘致が来たら、振興課の人も標高図面というのがあるので、よく見て、マイナス 1m の毎年浸かっているようなところに工場が来たからといって、常に浸かるところではなく、〇〇地区の一番隅とかは、プラス 1m で 2m の差があるわけです。

せっかく〇〇も玉ねぎの残渣とかで力を入れておられるのでわかるけれども、ここも〇〇町も一番優良農地がそうになっているわけです。

そこから税金が取れるからいいでしょうが、土地を手放した方はどうなりますか。そこで生活していかないといけないからですね。

白石町も優良農地が多いので、進出したいと言われても、そこは少し考えてしていただきたいと思います。

○番 〇番、〇〇です。

役場の方にお尋ねですが、5 番の農業生産基盤整備事業で、工事完了後 8 年を経過していることとありますが、8 年経過していない地域とか、分かれば教えてもらいたいと思います。

これは、コルゲートが入ったとか、そういう事業でしょ。そこで、まだ 8 年経過していないとか分かれば。

農業振興課 農政係

先ほど、〇〇委員から質問があった件についてなんですが、この 5 番の農業生産基盤整備事業の 8 年を経過していないことというのは、白石町で、国営筑後川下流土地事業というのがあっておりました。それが、平成 30 年の 3 月 31 日に終わっています。それから 8 年を経過していることということで、考えております。

土地改良の事業とかは、ほとんど 8 年を経過しているのですが、白石町内では、今現在、先ほど言いました筑水の工事業が平成 30 年に終わっていますが、それが、8 年経過していないのですが、こちらの方が、白石全体的に入っているのです、この部分ですと詳しく言えないのですが、白石町、ほぼほぼかかっていると思っていただいて大丈夫です。

5 要件の 5 番目をクリアするために、議案番号 27 号の計画も出しているという状態になっています。

○番 はい、わかりました。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。除外の議案番号第 23 号から第 26 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、除外の議案番号第 23 号から 26 号は当委員会承認することに決定いたします。

議長 次に、編入の議案番号第 27 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。

27 号の件で資料を見せていただいたら、面積 51 ㎡ということで、宅地に付随する分だと思っておりますが、圃場整備事業を始める前に、土地の確認をされたと思うのですが、その時に入れられてなかった経過が分かればと思ったのですが、分かりますでしょうか。

農業振興課 農政係

27 号の案件についてですが、補助事業計画がどうなっていたのかが分からないのですが、こちらは、元、家の裏に、ため池があったらしいのですが、その部分が、現在は周りの農地と一緒に田んぼとして利用されているので、そちらの方も、一緒に田んぼとして利用するためということで、今回、申請をされているところです。

よろしくをお願いします。

○番 これと同じものが、私の宅地内にあります。昔は用水用の沼でした。その時に、私も圃場整備が始まる前、ここは沼なので、ここは変えられないと言われました。現況の中で事業計画するのではと言いましたが、地目上は沼なので替えられないと言われ、頑として拒否されました。

私、○○の○○にいたときに、土地改良区に譲渡する際にチェックしていた時に、地域によってはそういうのがあって、バラバラだと思いました。

今度、せっかく耕作者の意見を活用した土地利用計画を作る形ができましたので、結構、そういう案件が出てきそうな気がします。

正直申し上げて、今、農振に入っている、宅地周辺は、水稲とかは耕作不適地になってきて、段々屋敷周りは何を作っているのか分からない状況になっている感じがしますので、そういうのが、今後、農振除外に出てくるのではと思いをしました。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。編入の議案番号第 27 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、編入の議案番号第 27 号は当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 28 号＝

議長 続きまして、5「令和 6 年白石町農用地利用集積計画（2 号）の承認決定について」を議題とします。議案番号第 28 号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第28号の「農用地利用集積計画（2号）の承認決定について」についてご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は3件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから3ページに相対での設定が11件、4ページから7ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が41件、合わせて52件の計画が提出されており、賃借権設定が49件、使用貸借権設定が3件となっています。

区分の内訳としまして新規が28件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが9件ありました。再設定は24件でした。

今回の利用権の総面積は257,973.41㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが9件で、会社法人によるものが2件、農地中間管理機構によるものが41件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たすものとして、55件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、所有権移転について審議します。

これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 28 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 28 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きます、利用権設定について審議します。
これについては、議事参与の制限がございます。
○番、○○委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。
質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 28 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 28 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 29 号 ～ 議案番号第 31 号＝

議長 続きます、6「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。
農地の売渡し希望、議案番号第 29 号から議案番号第 31 号について、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 29 号から第 31 号まで、ご説明をいたします。議案書 4 ページです。
農地の売渡し希望でございます。
議案番号第 29 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東六府方区の○○氏です。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、22 ページから 23 ページをご覧ください。

続きます、議案番号第 30 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東六府方区の○○氏です。
申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。
議案の位置図は、24 ページから 25 ページをご覧ください。

続きます、議案番号第 31 号。

申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、佐賀市の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、26 ページから 27 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 29 号から議案番号第 31 号です。
白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を指名すると定めてありますので、議案番号第 29 号から議案番号第 31 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。
もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ 2 名、あっせん委員の指名をお願いいたします。
以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 29 号から議案番号第 31 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 29 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 30 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 31 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第 29 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員
議案番号第 30 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員
議案番号第 31 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 次に、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いております。議案番号第 29 号は〇〇、議案番号第 30 号は〇〇、議案番号第 31 号は〇〇です。
連絡調整につきましては、担当者へ申し上げます。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について
- 3 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員指名の追加について

議長 報告も終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- 1 令和6年 第3回農業委員会総会の日時及び場所
日時・場所 … 令和6年3月5日(火)9時00分
福富ゆうあい館 多目的ホール
- 2 その他 … 農地パトロールについて

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時27分
